

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	3-10
処分の種類	延滞金の徴収			
根拠法令条例等・条項	地すべり等防止法第38条第2項			
処分の概要	地すべり等防止法第33条、34条第1項、35条第3項、36条第1項に基づく負担金を納付しない者がいるとき、その延滞金を徴収する。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	-			